

自己負担限度額^{※1}（令和6年6月～）

所得区分	負担割合	個人の限度額 (外来のみ)	世帯の限度額 (外来+入院)	入院時の 食事代 (1食につき)
現役並み所得Ⅲ (課税所得 690 万円以上)	3割	252,600 円 + (医療費 - 842,000 円) × 1% ≪多数該当 140,100 円≫ ^{※2}		490 円 ^{※3・※4}
現役並み所得Ⅱ (課税所得 380 万円以上)		167,400 円 + (医療費 - 558,000 円) × 1% ≪多数該当 93,000 円≫ ^{※2}		
現役並み所得Ⅰ (課税所得 145 万円以上)		80,100 円 + (医療費 - 267,000 円) × 1% ≪多数該当 44,400 円≫ ^{※2}		
一般Ⅱ (負担割合 2割)	2割	18,000 円 または {6,000 円 + (医療費 - 30,000 円) × 10%} の低い方 【年間上限 144,000 円】	57,600 円 ≪多数該当 44,400 円≫ ^{※2}	
一般Ⅰ	1割	18,000 円 【年間上限 144,000 円】		
区分Ⅱ (非課税世帯で区分Ⅰに 該当しない方)	1割	8,000 円	24,600 円	【入院90日まで】 230 円
区分Ⅰ (非課税世帯で年金収入 が 80 万円以下などの方)				【入院91日以上】 180 円
			15,000 円	110 円

※1 75 歳になられたことにより資格を取得された方（毎月 1 日生まれの方を除く。）は、75 歳の誕生月の自己負担限度額は、上記金額の半額になります。

※2 過去 12 か月以内に世帯の限度額を超え、高額療養費の支給が 3 回以上ある場合には、4 回目以降から ≪ ≫ 内の金額（多数該当）となります。

※3 平成 27 年 4 月以降、継続して精神病床に入院している方は、退院するまでは 1 食につき 260 円です。

※4 指定難病患者の方（区分Ⅰ・Ⅱに該当しない方）は、1 食につき 280 円です。